

領 収 書

令和 6 年 12 月 12 日

長 浜 成 仁 議 員

金額
(消費税込)

1,512円

令和6年度佐野市議会報告会費用分担金として、上記の金額を領収しました。
(令和6年11月23日開催)

佐野市議会報告会運営委員会委員長 慶 野 常 夫

領 収 書

発行日：令和7年3月7日

No：25030701

様

長浜成仁

合計金額

¥173,800※

但し： A3サイズ、4色/4色、30,000部、制作費・印刷費 として



※内訳

金 額 ¥158,000-

消費税 (10%) ¥15,800-

株式会社ナレッジファクトリー

〒327-0102

栃木県佐野市出流原町599-7

電話：0283-55-4027



【ごあいさつ】

「つながり第5号」を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

今回は佐野市における指定管理者の問題について、多くの市民の皆さまと情報共有をさせていただきたく、特集という形でまとめました。

また、私のホームページを一新し、新しいことをやってみよう！！ということでYouTubeチャンネル「なるちゃんねる」を開設しましたので、ぜひそちらもご覧ください。

皆さま方にとりまして、この「つながり」が佐野市の未来を考える一助になれば幸いです。

(※令和7年2月20日時点での情報等をもとに作成しています)

【佐野市の取り組み（一例）】

佐野市役所前の「市民広場駐車場」の利用方法が1月6日(月)から変更になりました。今までは平日夜間(22時～翌8時15分)は閉鎖していましたが、終日利用が可能となりました。入庫後3時間は無料、以降1時間毎に110円(税込)、市役所利用で3時間を超えた場合は認証機の処理により無料になります。詳細は、佐野市ホームページなどをご確認ください。



※駐車場ゲートの写真

【令和7年度の佐野市の予算（一般会計）】

令和7年度の一般会計の予算(案)は、666億8,000万円となり、対前年度比78億4,000万円（13.3%）の増となり、過去最大の予算規模となっています。佐野市は大きな特色として「大規模施設整備事業の実施」、「国際化に向けた取組の本格化」、「防災力の強化」、「子育て支援と少子化対策の拡充」を掲げています。2月14日(金)から3月12日(水)の日程で開催される令和7年第2回定例会（2月定例会）での予算審査特別委員会にて来年度予算(案)の審査を行います。この「つながり」が皆さまの手元に届くタイミングによりますが、市民の皆さまに寄り添った予算であるかどうか、将来を見据えた予算であるかどうかという観点で歳入・歳出の両面にわたり、しっかりとチェックしていきますので、関心を寄せていただくと幸いです。

【プロフィール】

平成3年4月3日生まれ(33歳)、佐野市閑馬町出身、日本大学文理学部卒、JR北海道、参議院議員和田政宗秘書など。令和3年佐野市議会議員選挙にて3,332票を賜り、初当選。経済文教常任委員会副委員長、指定管理者制度の在り方調査特別委員会委員など。

【佐野市における指定管理者の問題とは・・・】

2企業からなる共同事業体「極東エージェックパートナーズ」が佐野市運動公園等の指定管理者として令和4年4月から担当していましたが、令和5年10月にその1つである「(株)極東体育施設」が破産し、指定管理者の指定取消となりました(佐野市において初めての出来事)。

指定管理者制度は平成15年の地方自治法の改正により創設された制度であり、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的としています。佐野市でもあらゆるところで導入され、現在に至っています。

当該指定管理者は、佐野市議会の令和3年12月定例会にて賛成全員で可決されています。結果的に指定管理者の共同事業体を構成する「(株)極東体育施設」の破産によって指定管理者の指定取消に至ってしまったことは、当時、賛成した立場として大変重く受け止め、二度と同じようなことを起こしてはならないという固い決意のもと、令和5年12月定例会にて賛成多数(長浜は賛成)によって「指定管理者制度の在り方調査特別委員会」が設置されました(地方自治法第98条第1項に基づく「検査権」)。私は会派の代表として全委員会(9回開催)に出席し、関係書類の検査を行ってきましたが、指定管理者制度における疑義の解明に向けて、設置根拠となっている地方自治法第98条第1項の範囲内では限界を感じ、加えて、これでは市民の皆さまへの説明責任は果たせないと考えました。そのような中で昨年の12月定例会にて地方自治法第100条に基づく「調査権」を同委員会に委任する決議案が提出され、賛成多数(長浜は賛成討論を行う)で可決し、真相を解明するための百条委員会の設置が決まりました。

【指定管理者制度における疑義の解明に向けた調査とは・・・】

先に述べましたように地方自治法第98条第1項に基づく検査権（基本的に関係書類の検査のみ）ではその解明は難しいことから、同法第100条に基づく調査権（百条調査権）により疑義の解明を行っていくことになりました。内容としては、指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程における疑義の調査とし、関係者の証言を求めることになりました。

調査事項は、

- (1) 募集要項の変更における疑義について
- (2) 選定過程における疑義について
- (3) 市長と当該事業者との関係性に関する疑義についてとなります。



長浜成仁 議員

※12月定例会決議案賛成討論のようす

※裏面もご覧ください。

「百条調査権」は、伝家の宝刀ともいわれ、強制力を伴っており、関係者の証言（証人尋問）や記録の提出を求めることができます。また、証言拒否や虚偽の証言を行った場合には、議会の議決で告発ができることになっています。証人尋問は、1月7日(火)から2月13日(木)の間で合わせて11日間、延べ50人を超える関係者に調査事項に沿って尋問を行いました。

原則公開は意識しながら、疑義の解明に向けて、特に「証人の自由な発言の確保」も合わせて高めていく必要がありました。疑義の解明という目的であったとしても、証人が証言することによって不利益を被ることを限りなく防がなければならないという考えのもと、証人のプライバシー等への配慮から「公開」ではなく一部「秘密会（完全非公開）」の対応をせざるを得なかったことについて、ご理解いただけますと幸いです。

関係者の証言を求めるにあたり、金子裕市長以下、現在、佐野市の部長職以上の職にある関係者は基本的に「公開」、それ以外は「秘密会」で行われました(一部例外あり)。

【証人尋問と関係書類の調査でわかってきたこと・・・】

証人尋問と関係書類の調査で判明したことを3つのポイントに分けてお伝えしたいと思います。

～ポイント1～

まず、令和3年7月に募集要項が公表された後、応募予定者の質問書によって8月23日付で募集要項の「応募資格」が変更・追加となった件についてです。「一度公表された募集要項の変更は、通常あり得ない」、「市長から話がなければ変更しない」という当時の関係職員の証言にあるように、通常ではあり得ないことが起きてしまった背景に金子市長の関与があったかどうかがポイントです。

別の証言では、「市長室に呼び出され、募集要項にPFIの実績を追加するよう指示された」という金子市長からの明確な指示が明らかになりましたが、金子市長は後日行われた証人尋問でそれを「指示はしていない」、「質問書の内容は記憶にない」、「私が呼んだのではない、所管課職員が来た」と全面否定しました。しかし、金子市長は「(募集要項の)変更が可能かどうか担当副市長に確認した」という証言をしています。質問書の内容は記憶していないのに、担当副市長にこの件について確認したという証言は全く整合性が取れません。しかしながら、金子市長は募集要項の変更・追加に関し、関与していないとの立場を貫きました。

そのような中で、一般的に指定管理者制度では応募予定者との接触が禁止されているにも関わらず、金子市長は同時期に(株)極東体育施設の元社長と市長室で面会を行っていました。金子市長の認識の甘さが浮き彫りとなりました。

～ポイント2～

次に、指定管理者の選定は、まず所管課(今回は当時のスポーツ立市推進課)で応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査、次に行政経営課のもとで申請者からのプレゼンテーションを踏まえて選定委員会にて採点を行う第2次審査を行います。

第1次審査ではいくつか審査項目のある中で「税の滞納がないこと」という項目があるにも関わらず、納税の未納、結果的に滞納が見逃されていたことが委員会の調査で明らかになりました。これはそもそも応募ができない欠格事項に該当します。また、第2次審査における選定委員会の委員長である飯塚副市長による印象操作とも思える執拗な質問や財務状況の悪化に関して

一切質問が出なかった不自然さなど、審査過程全般にわたり疑義がさらに深まりました。

～ポイント3～

最後に、金子市長は県議時代(株)極東体育施設の関連会社である(株)アスコンサルティング(当時、社長が同じ)と業務委託契約を結び、月15万円の顧問料を約3年間にわたり受け取っていました。その際の業務委託契約書の原本を委員会として確認しましたが、日付が鉛筆書き、収入印紙の金額が不適切など、契約書として体を成していませんでした。「顧問料をもらっていたことが(株)極東体育施設を選ばなければならなかったひとつの理由・動機なのではないか」という菅原委員長の尋問に対し、即座に「動機とか理由にはなっていない」と証言しました。

(株)アスコンサルティングとの業務委託契約の内容や実態について、(株)極東体育施設の元社長と当該事業所の社員、金子市長のそれぞれの証言の食い違いも明らかになりました。また、令和3年の佐野市長選挙に関し、(株)極東体育施設の関連会社社員が選挙活動などに動員・応援に入っていたことも明らかになりました。

「親密な関係を断ち切れないまま、(株)極東体育施設の元社長からの働きかけを拒むことができず、今回のような異例の事態につながったのではないか」という菅原委員長の尋問に対し、金子市長は「それは委員長の考えだ」と切り捨てました。

【最後に・・・】

まずは様々な葛藤の中で証言をした関係者の方々の勇気と決断、真実を明らかにしたいという正義感に心から敬意を表します。

私は、固い覚悟と責任のもとに昨年12月定例会での100条調査権委任の決議案に賛成し、委員会に臨みました。一昨年12月に委員会が立ち上がる前から一連の問題に関して、多くの市民の皆さまから様々な声をいただきました。それらを踏まえた上で、議員として活動をしてきたつもりです。ひとりでも多くの市民の皆さまにご納得いただけるように、委員会の委員として、最後までその責任を果たしてまいります。

2月定例会最終日まで最終報告書を取りまとめ、公表を予定しています。

今回、紙面のスペースの関係で一部分のみの紹介となりましたことをお許しいただければと思います。

どうか私の活動に対し、引き続き、市民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について

令和6年11月20日

指定管理者制度の在り方調査特別委員会

【調査の目的】

指定管理者制度の在り方を見直す上で、書面検査等で指摘された疑義の解明が必要であるが、地方自治法第九十八条第一項に基づく検査権ではその解明が難しいことから、同法第百条に基づく調査権により疑義の解明を目指すことを目的とする。

【調査の内容】

指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程において指摘された疑義を調査の対象とし、その二つの過程に携わった関係者及び、それらに関連した疑義を生じた関係者の証言を求めることで、事実に基づく疑義の解明に向けた調査を行うものである。
なお、具体的な調査事項としては、以下の3点とする。

【調査事項】

1. 募集要項の変更における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』における疑義に対する執行部の書面での回答において、「今回の修正は、応募予定事業者から『佐野市アリーナため等 7 施設指定管理募集要項にある複数の屋内外体育施設を一括管理する指定管理者実績を有することがないのはなぜか。また、PFI の構成員等の選定実績を含めてよいか』との質問を受けたことに起因する」とのことであった。
しかし、指定管理者の公募に際して令和3年7月に示された募集要項が、翌8月に前記の応募予定者の質問書によって変更となり、しかも、追加された要件が、質問書を出した事業者、又は、共同する事業者が有する要件(具体的にはPFI 実績又は、複数の施設を一括管理する指定管理者実績)であったことは、その応募者を有利する為の要項の変更であったと捉えられる。

つまり、募集要項の変更により応募を断念した事業者がいた可能性も含めると、著しく公平性、公正性を欠くものであり、変更の必然性と正当性についての説明、並びに特定の事業者への配慮や、他からの働きかけがなかったのか等について、関係者の証言を求めるものである。

2. 選定過程における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』において、「質疑の仕方と内容に偏りがあった」また「恣意的な質疑が行われた」といった疑義があるとの指摘に対し、執行部の書面での回答において、「当該推薦状がどういったものなのかを確認するための質疑」であり、また「質疑の仕方や質疑内容に不自然な点は無い」と考えており、偏りがあった・恣意的な質疑が行われたという認識はございません」とのことであった。

しかし、他の質疑に対し、「関心表明書と団体推薦状につきましては提出を求めてはならず、選定に活用することない」と回答しているにも関わらず、選定委員による審査において「推薦状」に関する質疑が複数の委員から行われた上、最後に委員長からも「推薦状」に関する質疑が繰り返されたことは極めて異例なことである。

しかも、応募資格の欠格事由に該当する重要な事項(具体的には納税状況の瑕疵)に対しては、何ら疑義を持つことなく見過ごしていた一方で、先に述べた「推薦状」に対して複数の委員が疑義を持っていたこと自体、極めて不自然なことであり、偏りのある評価、並びに恣意的な質疑等に対し、関係者の証言を求めるものである。

3. 市長と当該事業者との関係性に関する疑義について

前述の「募集」並びに「選定」における疑義の背景として特筆すべきは、金子市長が県議時代に、今回指定管理者として指定後1年半で破綻に至った事業者と顧問契約を締結し、長年にわたり月15万円の顧問料を受け取っていた事実が、議会質問を通じて明らかになったこと、顧問契約を解消した4か月後に行われた市長選挙において、当該事業者と密着した関係者が、金子市長後援会事務所にも多数足を運んでいた、という証言が複数寄せられていることである。

そして、市長選挙の3か月後に今回の指定管理者の公募が行われ、その過程において先に指摘した募集要項の変更、並びに選定委員会での偏りのある評価や、恣意的な質疑がなされたことから、「関係性が断ち切れない中で指定管理者の選定に、至ったのではないのか」といった、市長と当該事業者との関係性に疑義が生じ、その実態の解明を抜きにしては、根本的な疑義の解明には至らないものとも考えるものである。

そこで、そのような関係性が、指定管理者の「募集」並びに「選定」に対して影響を及ぼすようなものであったのか否か、等について実態の解明が必要であり、下記項目に関し関係者の証言を求めるものである。

- ①金子市長の県議時代のアスコンサルティングとの顧問契約の内容について
- ②市長選挙の際の、金子市長後援会事務所と当該関連団体との関わりについて
- ③市長就任後の、金子市長と当該事業者との面談について

以上